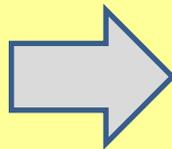


平成25年度予算  
3,001億円  
(復興特会(1億円)を含む)



平成26年度沖縄振興予算  
3,460億円【+459億円、15.3%】  
3,501億円【+500億円、16.7%】(※)

※特会改革影響額を加えた予算額  
(復興特会(9億円)を含む)

※( )内は前年度予算

## 那覇空港滑走路増設事業

那覇空港滑走路増設事業は、東アジアの中心に位置する沖縄の優位性・潜在力を生かすために必要不可欠なインフラづくりであり、「強く自立した沖縄」の実現に向けた起爆剤の役割を担う。

**330億円** (130億円)

※平成26年1月着工、平成31年末までに工事完了

## 沖縄振興一括交付金

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。

**1,759億円** (1,613億円)

沖縄振興特別推進交付金(ソフト)  
826億円(803億円)

沖縄振興公共投資交付金(ハード)  
932億円(810億円)

## 沖縄科学技術大学院大学

国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を推進するとともに、沖縄におけるグローバルな知的・産業クラスターの形成を推進。

**198億円** (103億円)

## その他の主な事項

**公共事業関係費等**：小禄道路、那覇港・石垣港における旅客船ターミナル、那覇空港など産業・観光の発展を支える道路や港湾、空港、農業振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等事業に係る公共事業関係費等を計上。

**1,382億円** (特会改革影響額を加え1,423億円) ※那覇空港滑走路増設事業、復興特会を含む (1,144億円)

**北部振興事業**：県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施。

**51億円** (50億円)

**鉄軌道等導入課題検討基礎調査**：これまでの調査結果を踏まえ、様々なモデルルート案に基づく概算事業費や費用便益比等について調査を行うとともに、沖縄県における将来の総合的な交通体系のあり方を検討しつつ、鉄軌道導入の可能性の検討を引き続き行う。

**2億円** (1.9億円)

# 沖縄振興策についての 安倍総理大臣及び山本沖縄担当大臣発言概要

(平成25年12月24日(火)閣議)

## 安倍総理大臣発言(抄)

- 沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に進める必要。
- 沖縄への投資は未来への投資であり、沖縄振興の取組を強化するため、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)においては、沖縄振興予算について、毎年3,000億円台を確保。

## 山本沖縄担当大臣発言(抄)

- 北部振興事業については、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備を着実に推進する必要にかんがみ、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)においては、毎年少なくとも50億円の事業を継続。
- 那覇空港滑走路増設事業については、沖縄の優位性や潜在力を生かすために必要不可欠なインフラづくりであることにかんがみ、今般の財務大臣及び国土交通大臣との合意に従って、平成31年末までに確実に工事を完了。
- 沖縄科学技術大学院大学(OIST)については、世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際的拠点としていくため、将来の規模拡充は重要。将来の教員300人規模に向けたOISTにおける検討状況等を見極めつつ、OISTの規模拡充に向け、必要な財源の確保や教員の質の維持などの課題も含め、様々な観点から検討。

平成26年度内閣府沖縄担当部局予算

(単位：百万円、%)

事 項	平成26年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 前 年 度 比	
			増 △ 減 額	比 率
1 沖縄振興交付金事業推進費	175,881	161,311	14,569	109.0
(1) 沖縄振興特別推進交付金	82,635	80,340	2,295	102.9
(2) 沖縄振興公共投資交付金	93,245	80,971	12,274	115.2
2 公共事業関係費等	(942)	(136)		
※ 特会改革影響額込み	[ 138,244	114,359	23,886	120.9
(1) 公共事業関係費	[ 142,326			
※ 特会改革影響額込み	[ 128,757	112,504	16,253	114.4
(2) 沖縄教育振興事業費	[ 132,839			
	(942)	(136)		
3 駐留軍用地跡地利用推進経費	77	64	14	121.4
4 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	0	1,950	△ 1,950	皆減
5 沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572	2,500	72	102.9
6 戦後処理経費	2,693	2,615	77	103.0
(1) 不発弾等対策経費	2,545	2,473	73	102.9
(2) 対馬丸遭難学童遺族給付経費	6	12	△ 6	51.0
(3) 対馬丸平和祈念事業経費	15	15	0	102.0
(4) 位置境界明確化経費	10	11	△ 1	94.1
(5) 沖縄戦関係資料閲覧室事業経費	14	14	0	102.1
(6) 所有者不明土地問題の解決に向けた実態調査	101	91	11	111.7
7 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	19,804	10,257	9,547	193.1
(1) 沖縄科学技術大学院大学学園運営費	18,689	9,879	8,810	189.2
(2) 沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費	1,115	378	737	295.1
8 沖縄振興開発金融公庫補給金	1,009	1,008	0	100.0
9 沖縄振興開発金融公庫出資金	0	600	△ 600	皆減
10 鉄軌道等導入課題検討基礎調査	196	191	6	102.9
11 沖縄振興推進調査費	62	60	2	102.9
12 その他の経費	5,507	5,223	284	105.4
合 計	(うち復興特会分 942)	(うち復興特会分 136)		
※ 特会改革影響額込み	[ 346,045	300,138	45,907	115.3
	[ 350,127			

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(別紙)

## 公 共 投 資

(単位：百万円、%)

事 項	平成 26 年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対前年度比	
			増△減額	比 率
○ 公共事業関係費	128,757	112,504	16,253	114.4
※ 特会改革影響額込み	132,839			
1 治山治水	2,907	4,697	△ 1,790	61.9
※ 特会改革影響額込み	4,988			
治水	2,608	4,228	△ 1,620	62.0
※ 特会改革影響額込み	4,689			
治山	288	458	△ 170	62.9
海岸	11	11	0	100.0
2 道路	29,550	27,228	2,322	108.5
※ 特会改革影響額込み	30,758			
3 港湾空港	45,458	31,046	14,412	146.4
※ 特会改革影響額込み	45,970			
港湾	12,000	14,100	△ 2,100	85.1
※ 特会改革影響額込み	12,512			
空港	33,458	16,946	16,512	197.4
4 住宅都市環境				
都市環境	5,490	6,186	△ 696	88.7
※ 特会改革影響額込み	5,771			
5 水道廃棄物処理等	7,413	6,509	904	113.9
水道	2,530	1,431	1,099	176.8
廃棄物	1,595	1,478	117	107.9
都市公園	3,288	3,600	△ 312	91.3
6 農林水産基盤	16,124	15,894	230	101.4
農業農村整備	11,987	11,522	465	104.0
森林整備	270	317	△ 47	85.2
水産基盤整備	3,867	4,055	△ 188	95.4
7 社会資本総合整備	19,243	18,444	799	104.3
8 沖縄北部連携促進特別振興 対策特定開発事業推進費	2,572	2,500	72	102.9
	(942)	(136)		
○ 施設費	10,602	2,232	8,370	474.9
	(942)	(136)		
1 公立文教施設	9,487	1,855	7,633	511.6
2 大学院大学施設	1,115	378	737	295.1
○ 沖縄振興公共投資交付金	93,245	80,971	12,274	115.2
公 共 投 資 計	(うち復興特会分 942)	(うち復興特会分 136)		
※ 特会改革影響額込み	232,605	195,708	36,897	118.9
	236,687			

## 平成 26 年度沖縄振興関連税制改正のポイント

平成 25 年 12 月 24 日  
内閣府沖縄担当部局

### 1. 金融特区の抜本的見直し（産業集積経済金融活性化特区（仮称）の創設）

沖縄振興特措法を改正し、一地域を指定。現行の金融特区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化するとともに、地元の自主性を尊重して、広く企業や人を呼び込む枠組みを創設。

#### （1）権限移譲と対象産業設定の柔軟化

- 対象産業は、金融業務のみ（法定）とされていたが、知事が設定できることに（総理が認定）
- 対象事業者は、知事が認定できることに

#### （2）所得控除制度の抜本的見直し

- 専ら要件を廃止し、特区外での活動、対象産業以外の活動も可能に
- 人数要件を緩和（10 人 ⇒ 特区内 5 人）
- 特区内での雇用を増加するほど税制メリットの大きくなる仕組み※に改組

※ 所得控除額 = 所得金額 × 40% × 特区内雇用者数 / 全雇用者数

#### （3）エンジェル税制の創設

- 所得控除の対象法人への出資をエンジェル税制（①寄附金控除、②他の株式等譲渡益からの控除及び③損失の 3 年繰越控除）の対象に（①と②は選択制）。

※ 寄附金控除の投資対象：設立後 3 年以内の企業 ⇒ 設立後 10 年以内の企業、赤字要件の撤廃など要件を大幅緩和

#### （4）投資促進税制の拡充

- 資産の価額要件を緩和（1,000 万円超 ⇒ 100 万円超）
- 特別償却の創設（税額控除（機械装置等 15%・建物等 8%）のみ ⇒ 特別償却（50%・25%）との選択）

## 2. その他の各地区制度

### (1) 対象事業の拡充

- 対象事業に、航空機整備業を追加 【国際物流拠点産業集積地域】
- 対象事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 【情報通信産業特別地区】

### (2) 投資促進税制の対象資産の拡充

- 施設の要件を緩和 【観光地形成促進地域】
  - ※ 施設の床面積等に係る要件を廃止
  - ※ 一般に開放されている宿泊施設に付属する温泉保養施設等を追加
- 製造業等について、開発研究用の器具備品を追加 【産業高度化・事業革新促進地域】
- 資産の価額要件を緩和【観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域】

### (3) その他

- 人数要件を緩和 情報通信産業特別地区 10人 ⇒ 5人  
国際物流拠点産業集積地域 20人 ⇒ 15人
- 国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区について、地域・地区及び対象事業者の指定権限を県知事へ移譲。

## 3. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

- 軽減措置の適用対象に、沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機を追加（税率の軽減割合を1/4→1/2へ拡大）